委託業務契約書(案)

独立行政法人環境再生保全機構 契約担当職 理事 〇〇 〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇 〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により「〇〇〇〇〇 の委託業務」(以下「委託業務」という。)について契約を締結する。

(契約期間)

第1条 契約期間は、契約締結の日から平成○○年○○月○○日までとする。

(委託業務の遂行)

- 第2条 乙は、甲の定める委託業務実施要領(以下「実施要領」という。)に従い、委託業務実施計画書(以下「実施計画書」という。)を作成し甲の承認を受けるものとする。
- 2 乙は、実施計画書に基づいて委託業務を遂行し、その結果を甲に報告するものとする。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする際に、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(実施計画の変更等)

- 第4条 甲は、甲の都合により、乙に実施計画の変更を行わせる必要があると認めるときは、その旨を乙に通知するものとする。
- 2 乙は、前項の通知を受けた場合又は第2条の実施計画書の変更(軽微なものを除く。)を必要とする事由が生じた場合においては、甲の定める委託業務実施計画書変更申請書により、甲に承認申請を行い、その承認を受けなければならない。

(委託費)

- 第5条 甲は、乙に総額金〇〇〇〇〇円(消費税額及び地方消費税相当分を含む)を超えない 範囲内において、委託業務の実施に要する経費(以下「委託費」という。)を、支払うものと する。
- 2 各年度における委託費の額は、平成〇〇年度は契約締結日から平成〇〇年〇月〇日までの期間を、平成〇〇年度は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの期間を、平成〇〇年度は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの期間を委託業務の実施期間として算定した次の額を超えない範囲内の額とする。

平成〇〇年度 金〇〇〇〇〇〇円 (消費税額及び地方消費税相当額を含む)

平成〇〇年度 金〇〇〇〇〇円 (消費税額及び地方消費税相当額を含む)

平成〇〇年度 金〇〇〇〇〇〇円 (消費税額及び地方消費税相当額を含む)

ただし委託費は、本委託業務に対し機構が行う評価により増額又は減額を行う場合がある。

3 第1項及び第2項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項、第29条及び 地方税法第72条の82、第72条の83の規定に基づいた額である。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は免除とする。

(委託業務実施状況の調査等)

第7条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施について、乙から報告若しくは資料 の提出を求め、又は甲の職員に命じてその実施状況を調査させ、若しくは会計帳簿の閲覧その 他の検査を行わせることができる。

(帳簿等)

第8条 乙は、この委託費を他の経費と区分して経理するとともに、委託費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、その証拠書類を委託業務終了年度の翌年度から5年間これを整理保管するものとする。

(物品等の管理)

- 第9条 乙は、委託業務の実施に伴い取得、製造した物品等(施設、機械装置を含む。以下「物品等」という。)については、甲又は甲の指定する者に引き渡すまでの間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 前項の物品等のうち甲が指定するものについては、乙は委託業務が完了したとき(委託業務 を中止し、又は廃止したときを含む。以下同じ。)は、これを甲に返還しなければならない。
- 3 乙は委託業務を行うため委託費によって取得、製造した物品等の所有権を第 13 条第 1 項の 規定による委託費の額の確定後、甲の指示に従って甲又は甲の指定する者に移転しなければな らない。

ただし、委託費の額の確定前においても、甲が必要とする物品等については、その所有権を 甲又は甲の指定する者に移転させることができるものとする。

- 4 乙が第1項の物品等を亡失又はき損したときは、その損害はすべて乙の負担とする。 ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- 5 甲は、乙にこの契約に定める契約期間の終了後、第1項の物品等に係る研究開発を委託しようとするときは、第3項の規定にかかわらず、同項の物品等を引き続き所有させるものとする。
- 6 第1項及び第4項の規定は、前項の場合に準用するものとする。

(履行期間の延期)

第 10 条 乙は、履行期間までに委託業務を完了しえないことが明らかになったときは、甲に対して、遅滞なく委託業務履行期限延期承認申請書により履行期限の延期を求めることができる。

ただし、その延期日数は甲乙協議して定めるものとする。

(損害のため生じた経費の負担)

第11条 委託業務に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は 乙が負担するものとする。

ただし、その損害が甲の責めに帰する場合においては、その損害のために生じた経費は甲が 負担するものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。

(委託業務報告書等の提出)

- 第 12 条 乙は、委託業務を完了したときは、委託業務完了・精算報告書(以下「委託業務報告 書等」という。)を作成し、すみやかに甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、提出された委託業務報告書等を審査し、内容が妥当でないと認めたときは、乙に対して で遅滞なく補正を行って再提出するよう求めるものとする。

(委託費の額の確定)

- 第 13 条 委託業務報告書等が前条に定める審査に合格したときは、甲は委託費の額を確定し、 乙に通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、乙が委託業務実施に要した実支出額と第5条に定める金額のいずれか少ない額とする。

(委託費の支払)

- 第 14 条 委託費は、前条第 1 項に定める額の確定後、乙が甲の定める委託費交付請求書により 行う請求に基づき支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、委託業務を実施するため、必要があると甲が認めるときは、乙が 甲の定める委託費交付請求書により行う請求に基づき委託費の全部又は一部の概算払をする ことができる。
- 3 甲は、乙から委託費交付請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して3 0日以内に乙に対して委託費を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第 15 条 甲が自己の責めに帰すべき理由により、前条第 3 項の期限内にその対価を支払わない ときは、支払金に対して年 3.3 パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として、乙に支払 うものとする。

(過払金の返還)

第 16 条 乙が第 14 条第 2 項に定める委託費の概算払を受けている場合において、その金額が、 第 13 条第 1 項により確定した額を超えることとなったときは、乙はその超える額を甲に返還 しなければならない。

(委託業務の公表制限)

第17条 乙は、甲の承諾を受けない限りその委託業務の成果を公表してはならない。

(契約の解除等)

- 第18条 甲は、次に掲げる各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
 - 一 乙がこの契約に違反したとき。
 - 二 乙が委託業務の遂行に当たって不正、怠慢、その他不当な行為をしたとき。
 - 三 前2号のほか、委託業務が完了しない間で、必要があるとき。
 - 四 機構の評価において、委託業務を継続することが必要でないと認められるとき。
- 2 前項第一号又は第二号の規定により甲が契約を解除したときは、乙は違約金として委託費の 100分の10に相当する額を、甲の指定する期限内に甲に支払うものとする。
- 3 第1項第三号の規定により契約を解除したときは、甲は、乙がそのときまでに委託業務に要した経費のうち、甲が負担すべき額を乙に対して支払うものとする。

(違約金の徴収)

第 19 条 乙は、この契約に基づく違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払 わない額に甲の指定する期間を経過した日から年 5.0 パーセントの割合で計算した遅延利息 を甲に支払うものとする。

(かし担保責任)

- 第 20 条 甲は、委託業務報告書を受理した後でも当該報告書にかしがあることを発見したときは、乙に対して受理の日から1年の間にそのかしの補修を求めることができるものとする。
- 2 前項の補修の実施方法、実施期間及び経費の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(成果品に関する権利の帰属・著作権等の帰属)

第21条 第13条の規定により委託業務を完了したときをもって、当該成果品の所有権は、乙から甲に移転するものとする。また、委託業務の実施により取得した著作権等の知的財産権は、 委託業務の完了とともに甲と乙との間に特段の合意がない限り、甲に帰属する。

(機密の保持)

第22条 乙は、委託業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

- 第23条 乙は、第2条に規定する契約業務の範囲で個人情報(特定の個人を識別できる情報をいう。)を取得する場合には、甲の指示に従うものとする。
- 2 乙は、本契約の履行により取得した個人情報を第三者に提供し、開示し、又は漏洩してはならない。
- 3 乙は、本契約の履行により取得した個人情報については、本契約の目的の範囲内でのみ使用 し、複製又は改変が必要な場合には、事前に甲から書面による承諾を得るものとする。
- 4 乙は、本契約の履行により取得した個人情報については、当該個人情報の管理に必要な措置

を講ずるものとし、必要な措置の細目について、事前に甲から書面による承諾を得るものとする。

- 5 乙は、個人情報の漏洩等の事案が発生した場合には速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 6 本契約が終了したときは、乙は速やかに当該個人情報を復元又は判読が不可能な方法により確実に破棄し、その旨を書面により甲に報告するものとする。

(委託費の返還)

第24条 甲は、第8条に規定する期間において、「委託業務完了・精算報告書」について不正の 事実を確認した場合には、乙に対して委託費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第25条 乙は、前条の規定による委託費の返還を命ぜられたときは、甲が委託費の不正の事実 を確認した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95パーセントの割 合で計算した加算金を甲に納付しなければならない。
- 2 前条の規定による委託費の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。返還期限内に 納付しないときは、乙は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額に つき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付しなければならない。
- 3 甲は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、乙の申請に基づき、 当該加算金又は延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(疑義の決定)

第 26 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して、これを定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 独立行政法人環境再生保全機構 契約担当職 理事 〇〇 〇〇 印

Z 0000000 0000 000 00 00 印